

令和 5 年

上尾市教育委員会 9 月定例会 議案

議案第 39 号

令和 6 年度当初教職員人事異動方針について

令和 6 年度当初人事異動方針について、下記のとおり定める。

令和 5 年 9 月 28 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

令和 6 年度当初教職員人事異動の方針

令和 5 年 9 月 日

上尾市教育委員会決定

1 基本方針

埼玉県教育委員会の「令和 6 年度当初教職員人事異動方針について」に基づき、適正な異動を推進する。

- (1) 本市教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本市教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本市教育水準の向上を図るため、全市的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全市的視野から適切な配置に努める。

2 退職

- (1) 定年退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによるものとする。
- (2) 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

3 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。

- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (4) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積み、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (6) 過員を調整するための異動については、優先して行う。また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (7) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (8) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (9) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (10) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (11) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

提案理由

令和6年度県費負担教職員に係る当初人事異動の実施に当たり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針を定めたいので、この案を提出する。